

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣 高市 早苗

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務(支)局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【提出の対象とした募集(先出) 有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集(先出) 金額】(5)</p> <p>【安定乗付に関する事項】(6)</p> <p>【縦覧に供する場所】(7)</p> <p>【第一部～第四部 略】 (記載上の注意) 【1】～(58-2) 略 (58-3) 従業員の状況</p> <p>【a～g 略】</p> <p>h 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。i及びjにおいて「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。)第19条第1項第2号に掲げる事項をいう。以下hにおいて同じ。)を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が最近事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合について女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第4号。i及びjにおいて「女性活躍推進法」という。)の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>i 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率(労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第4号ハに掲げる事項をいう。a)において同じ。)のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなけれはならないもの又は労働者の育児休業の取得の状況(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)第71条の6各号に掲げるいすれか)の割合をいう。b)において同じ。)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいすれにも該当する場合は、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率(女性</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務(支)局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【提出の対象とした募集(先出) 有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集(先出) 金額】(5)</p> <p>【安定乗付に関する事項】(6)</p> <p>【縦覧に供する場所】(7)</p> <p>【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意) 【1】～(58-2) 同左 (58-3) 同左</p> <p>【a～g 同左】</p> <p>h 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理的地位にある女性労働者の割合(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。i及びjにおいて「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。)第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下hにおいて同じ。)を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理的地位にある女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第4号。i及びjにおいて「女性活躍推進法」という。)の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>i 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなけれはならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。b)において「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6各号に掲げるいすれか)の割合をいう。c)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいすれにも該当する場合は、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率(女性</p>

て、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

- (b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の規定による公表をしない場合

い 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の額の差異（女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号に掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しななければならないものをいう。）じにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が最近事業年度における労働者の男女の賃金の額の差異について女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

く [略]
【例～(4)】 略

第二号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（先出）有価証券の種類】(4)	
【届出の対象とした募集（先出）金額】(5)	
【安定乗付に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)	名称 _____ (所在地) _____

【第一部～第六部 略】

(記載上の注意)

【1】～(4) 略

(35-2) 従業員の状況

【a～d 略】

e 最近事業年度の提出会社における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。f及びgにおいて「女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第1項第2号に掲げる事項をいう。以下eにおいて同じ。）を記載すること。ただし

活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）じにおいて、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第1条の6各号に掲げる「すけあひ」の割合をいう。）じにおいて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の規定による公表をしない場合

い 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の額の差異（女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しななければならないものをいう。）じを記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の額の差異（同号リに掲げる事項をいう。）じにおいて、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

く [同左]
【例～(4)】 同左

第二号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（先出）有価証券の種類】(4)	
【届出の対象とした募集（先出）金額】(5)	
【安定乗付に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)	名称 _____ (所在地) _____

【第一部～第六部 同左】

(記載上の注意)

【1】～(4) 同左

(35-2) [同左] [同左]

【a～d 同左】

e 最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。f及びgにおいて「女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第1項第1号に掲げる事項をいう。以下eにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が

<p>し、提出会社が最近事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合について女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。f及びgにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>f 最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第4号ニ掲げる事項をいう。（a)において同じ。）のうち男性に係るものである）の規定により公表しなければならないもの又は労働者の育児休業の取得の状況（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。（b)において同じ。））を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合</p> <p>(b) 提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第6号）の規定による公表をしない場合</p> <p>g 最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号に掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。gにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異について女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>【例～初 略】</p>	<p>、最近事業年度における管理的地位にある女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。f及びgにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>f 最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ニ掲げる事項のうち男性に係るものである）の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。[b]において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ニ掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合</p> <p>(b) 提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第6号）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>g 最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号ニ掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号ニ掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。</p> <p>【例～初 同左】</p>
<p>備考 表注の「」の記載は共通である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。